

[事案 2025-189] 解約返戻金等支払請求

・令和8年2月27日 裁定終了

<事案の概要>

解約返戻金が既払込保険料を下回ることについて、募集人による誤説明があったなどとして、既払込保険料から解約返戻金を控除した差額等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年3月に父が契約した終身保険について、同年4月に契約者を自分に変更し、令和6年11月に解約したが、以下の理由により、既払込保険料から解約返戻金を控除した差額およびこれに対する年5パーセントの利息の支払を求める。

- (1)本契約を締結した平成4年3月頃、募集人から解約返戻金が既払込保険料を下回ることがないとの誤った説明があった。
- (2)保険会社には解約返戻金が既払込保険料を下回ることがない保険商品があるにもかかわらず、その商品ができたときに説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、掛け捨ての定期保険特約部分の割合が大きい保険であり、解約返戻金が既払込保険料を下回ることがない旨の説明をすることは募集人として想定できない。また、各種募集資料上に誤認、誤説明となるような情報が記載されていないことから、募集人による誤説明の事実はない。
- (2)定期保険特約部分の返戻金のごくわずかであることは「ご契約のしおり」等においてあらかじめ明示されており、申立人に錯誤はない、または錯誤があったとしても重過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約の申込みの経緯や状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。募集人は、すでに死亡しているため、事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。